

平成 27 年度第 2 回一宮市総合教育会議 会議録

1 日時

平成 27 年 11 月 25 日（水） 15 時 00 分～16 時 00 分

2 会場

一宮市役所 本庁舎 6 階 特別会議室

3 出席者

市長 中野 正康
教育委員長 小川 典子
委員長職務代理者 森 幹昇
委員 河合 礼子
教育長 中野 和雄

關戸 徹 委員は欠席

4 事務局（9 名）

吉田総務部次長、石原行政課長、平松行政課副主監、堀川行政課主査、
杉山教育文化部長、野田教育文化部次長、（以下、教育文化部）堀総務課長、高橋学校教育課長、森総務課副主監

5 傍聴者

なし

6 議題

- (1) 教育大綱について
- (2) 教育にかかる諸問題について
- (3) その他

7 資料

- (1) 次第
- (2) 一宮市教育大綱素案
- (3) 一宮市教育大綱（案）を作成するに当たっての観点
- (4) 一宮市教育大綱の項目立て（案）
- (5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（概要）

※会議の内容は裏面のとおりです。

事務局

本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ただ今から第2回一宮市総合教育会議を開催させていただきます。なお、關戸委員は所要によりご欠席です。また、本日は、傍聴希望者はございませんでしたので報告いたします。

それでは、会議に先立ちまして、市長からごあいさつを申し上げます。

市長

みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。総合教育会議も第2回ということになりました。今回は教育大綱についてということで素案を皆様の前にお出しいたします。素案ですから、叩き台ということだと思う存分叩いていただいて、より良いものを作っていければと思っております。私もざっと見てみましたが、今までやってきていただいておりますので、逆に言うと新鮮味が無いのですが、そんな中でも次の10年、20年を見据えた方向性を出せるように皆様の知恵をお借りできればと思っております。それでは、本日もよろしくお願い致します。

事務局

それでは、総合教育会議の設置に関する要綱の規定により、ここからは市長が議長となります。よろしくお願い致します。

市長

始めに、本日の予定について事務局から説明をお願いします。

事務局

本日の議題は、議題の(1)として教育大綱についてと議題の(2)として教育にかかる諸問題についてです。議題(1)教育大綱については、大綱の制定方針を基に一宮市教育大綱の素案を2つお示しします。また、議題(2)教育にかかる諸問題については、前回同様、委員の皆様が教育に関し今思っておられること、今後の展開についてフリートークでご発言いただきたいと思いますと考えております。委員の皆様から広範なご意見をいただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

市長

それでは、議題の(1)、教育大綱についての説明をお願いします。

事務局

次第の次のページになりますが、一宮市教育大綱素案その1、続きまして、その2ということでご用意させていただいておりますが、この違いにつきまして若干説明させていただきますと思います。まず、素案その1ですが、もともと教育振興基本計画を有している自治体が、教育大綱策定を義務付けられた平成27年4月1日以降の初期の段階で多く採用している「教育大綱」の形式で、[基本理念]－[基本目標]－[基本方針]の構造をとっています。やわらかい表現方法を採用しておりますので、多くの方に、なじみやすいと考えます。

ただし、この構造をとっている多くの自治体では、教育振興基本計画から抜粋として策定していることから、詳細な内容は、教育振興基本計画が補完することとなりま

す。

一方、一宮市では、直接的な教育振興基本計画が存在しないことから、細部がイメージしにくいという側面もあります。

これに対し、素案その2は、教育大綱を策定するにあたって、国から示された考え方を積極的に教育大綱全体に反映させたもので、素案その1の大綱案の[基本理念]を教育の理想を実現するに当たっての本市としての考え方として1. [基本構想]の中でうたっています。

また、教育大綱は、教育の目標や施策の根幹となる方針を示すものとされており、かつ、首長の任期等を考慮して対象期間を4～5年間程度としているため、2. [目標]は5年間を超えるような中期的あるいは長期的に達成すべき総合的な課題を[目標]として設定しています。そして、本来の大綱の対象期間である5年程度の短期的に解決すべき喫緊の課題に対する施策のための方針を、3. [実施方針]として示してあります。これらの課題と目標は、教育委員会内の関係課等と青少年育成課の意見を取りまとめたもので、教育大綱の目的に沿った形で、首長である一宮市長が教育委員会と協議・調整を行ったうえで定めたという形式を整えております。

続きまして、一宮市教育大綱（案）を作成するに当たっての観点ですが、1点目に大綱は首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、最終的には首長が定める。2点目に教育振興基本計画を参酌して定める。3点目に記載事項の中心は、首長の権限にかかわる事項である。4点目に市長の有する権限に係る事項についての目標や施策の根本となる方針である。5点目に対象期間は4～5年程度のものである。最後に、政治的中立性の確保ということで、こうした観点から素案を作成しています。

次に、一宮市教育大綱の項目立てについてですが、始めに大綱策定の趣旨、次に大綱とその他の計画との関係について、次に大綱の対象期間、策定方針、総合教育会議でのご意見を抽出し、その次に大綱の本文が入る形になります。続いて、方針の具体的内容ということで、実施方針に対して実際に何をやるのかということに記載し、最後になりますが、参考資料として総合教育会議のメンバーを記載したいと考えています。私からの説明は以上となりますので、よろしくご審議いただきますようお願い致します。

市長

事務局が作成してくれた資料をそのまま見ていただいておりますが、長年一宮に住んでいる人はそうではないのかもしれませんが、私がこれを見ておかしいのではないかなと思うのは、「いちのみや人」という表現は、私はネガティブな形で気になっていて、「いちのみや人」も「いちのみや市」も公式に使う時は漢字で良いのではないかと思います。細かい部分ですが感じたところです。大綱を作る時に、大綱は教育行政として首長がやることですね。教育の目標や施策の根本となる方針で、予算や条例案等の首長の権限にかかわる事項であるということですから、学校というのも市の公共施設の一つなのだとすることで、地域に開かれた、地域とつながっているということもどこかに入れてもらいたいと思います。既にいろいろやっつけていただいているようですが、地域運営協議会、コミュニティスクールや体育的な行事やみなさんが集まるお祭

りのような行事の時には地域の拠点になるでしょうし、何と言っても子どもですよ。教育、福祉だといった縦割りで言うのではなく、地域の子どもの第1に、親御さんを第1に考えて柔軟に動いて欲しいなと、それであれば、予算で応援したいと思います。そうでなければ、市としてやりにくい部分もありますので、学校が開かれて地域とつながっているということも目標や基本方針に入れて欲しいなと感じました。

何か意見をいただければと思いますので、委員の皆様よろしくお願いします。

委員

市長がおっしゃられた「いちのみや人」という言葉がここに入ってきた経緯やどのような思いでこの言葉を使われたのかということをお尋ねしたいと思います。

事務局

前回の会議の中で、委員の方から、全国どこへ行っても一宮市の人間なのだと言えるようになれば良いな、といったお話を頂いたと思います。定義はこうです、という答えは現段階では持っていません。むしろ、教育大綱を基にいろいろな施策を行ったうえで「いちのみや人」という新しいカテゴリを生み出すと申しますか、そういったものが確立できればいいなという願いを込めまして「いちのみや人」という言葉を入れさせていただいています。平仮名の表記につきましては、漢字で書きますと昔からあったようなイメージになってしまうため、あえて平仮名にし、目を引くような形で表記しています。

委員

「いちのみや人」という言葉がプラスの方に取れる世代とマイナスの方に行ってしまう世代と別れていまして、これは「いちのみや人」だけではなく、「一宮カラス」という言葉が尾州の地方にはあるようですが、それとかなり似ているような感覚があるものですから、最終的にこの教育大綱をどのような形で発信して、どのように認知していただくかというところで、誤解を招くようなことでは良くないし、改めて、もしこの文言を使うのであれば、私たちのこの会議の中で「いちのみや人」という定義がはっきり分かるような大綱にしていけないといけないのではないかと思います。私も新たな「いちのみや人」、今の「いちのみや人」の定義が何なのかというのを、はっきりとは申し上げられませんが、悪い使い方ではないと思いますが、誤解を招くような形で教育大綱の中に入ってしまうとよろしくないのかなと思います。

市長

「いちのみや人」という言葉を使うこと自体は、よろしいですか。

委員

定義の中で、新たなという意味で、その定義がきちんと盛り込まれているのであれば、私はそれほど抵抗ありません。何も無いまま「いちのみや人」という言葉が出てくると、やはり世代間の認識の違いがあると思います。

委員

「いちのみや人」が平仮名で書いてありますので、「いちのみや市」も平仮名ということですか。

事務局

素案 1 については、「いちのみや人」が平仮名で書いてありますので、「いちのみや市」も平仮名にしています。ただし、これは特に他意を込めて使っているわけではなく、読んだ時に柔らかい感じを持たせようという思いで使っています。

委員

見たときに、「いちのみや市」というのは平仮名ではなく、「一宮市」という漢字の表記の方がしっくりきて、すっと入るような気がします。

委員

遠くの友達に一宮市のことを説明する際、昔、国司が一番初めにお参りしたということで「一宮市」という名が付いたと説明したことがありました。それを考えると、平仮名にってしまうと本来の意味が薄れてしまうかなと思います。

事務局

固有名詞を平仮名表記することは適切ではない部分もあると承知しております。

市長

今日は何らか結論を出すわけではないですよ。これからは、どのようなスケジュールになりますか。

事務局

本日は、事務局としてこうしますということは申し上げられませんので、直すべき点、冒頭市長からありました、こういったことを盛り込んだほうが良いのではといったこと、あるいは細かい表現まで言いますと切りがありませんので、むしろこういうことを盛り込みたいとか、逆に必要ないことなど、そういった観点でご意見をいただければ、私どもも、それを基にこれから何度か作り直していかなければならないと考えています。毎回会議をやってということは皆さんのご負担にもなりますので、ある程度できた段階でそれぞれ皆さんにお渡しして個々にご意見を頂くという形で進めてまいりたいと考えております。

市長

大綱本文が 1 ページで、方針の具体的内容が後ろに 3 ページくらい付いてくるわけですよ。教育環境を整えますということであったり、デジタル社会への対応であったり、ですから今日は皆さん自由に意見をということでよろしいですか。例えば、基本方針の 1 に木曽川を中心とした地域文化という表現がありますが、木曽川は西成や千秋といった駅東の方にとってはどうですか。

委員

素案 1、素案 2 ともに「木曽川を中心とした」という文言がありますが、どのような意図がありますか。

委員

一宮の由来である真清田が発祥であることを使うのがここにリンクするのかなと思いつつ、木曽川という言葉が適切かどうかというのは、少し考えないといけないかもしれません。

市長

「木曽川や真清田神社」では並びがおかしいですかね。川は自然ですし、神社は人

が造ったものですからね。

委員

基本目標が4つあり、基本方針が5つありますが、カテゴリというか、どういう意図でこのようなグループ分けをしたかということを説明していただけると木曽川か真清田神社かとかいうこともイメージできるのではないのでしょうか。どうしても混ざってしまっている部分もあり、学校の関係ですので知・徳・体ですとか、環境・条件整備とか様々な区分けを自分なりにしてみました。どうしても混ざっていますので、そういう意味でここはこういうカテゴリ、ここはこういうカテゴリといった基本的な内容を言っていただけると私どもも議論しやすいと思います。

市長

追加のお願いで、基本目標は4つで基本方針は5つありますが、これはどういった関係になっているのか合わせて説明をお願いします。

事務局

基本目標と基本方針の数が合っていないというのは、方針の4番目と5番目を目標の4番目にまとめたというイメージです。4番と5番を目標にする時に、少し強引ですが4番としてまとめています。どちらかという、方針から上の方へ見上げているという形です。

市長

そうしますと、方針の1, 2, 3はそれぞれ目標の1, 2, 3に対応させているわけですね。

事務局

具体的に何をするかというところで、ご説明させていただきたいと思います。1番の方針に対応している事業としましては、郷土資料や、学校教育の副読本、生涯学習講座、博物館の企画展といったイメージで考えています。2番目は、博物館の企画展や、アーカイブ的な企画、デジタル教科書、パソコン教室等といった事業をイメージしています。3番につきましては、多文化交流であったり、いじめ対策、世代間の交流事業などの施策として考えています。4番につきましては、家庭教育支援事業、放課後子ども教室、青年文化教室、学校教育、公民館活動といった事業をイメージしています。最後の5番目につきましては、芸術祭、各種スポーツ大会、市民会館の改修、学校空調設備の導入、教授法の研究といったものをイメージしており、その結果としてここに目標あるいは方針という形で挙げさせていただいています。

市長

今回の大綱は市長の名前で作られるわけですね。基本目標と言った時に、目標の主語、主体が何なのか、「子どもたちが」なのか、「学校が」なのか、それとも「行政が」なのか、「子どもたちが故郷を大切に世界に視野を広めたグローバルな」ということなのか、それとも「行政が、学校がこういった授業をやります」という約束なのか、どう考えたら良いのでしょうか。

事務局

一宮市が主語になると考えております。

事務局

大綱の項目立てという資料を見ていただきますと、一番初めに大綱策定の趣旨ということで、大綱の定義を文科省が示しています。2行目以降では、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるのが大綱であると文科省が定義していますので、先ほど申しましたように主語としましては、施策の目標ですので、市が示すべき領域であろうと考えています。また、合わせてその2の方で上に基本構想、その1では基本理念を定めていますが、これは文科省の定義からは求められていない領域でありプラスアルファとしてお示ししています。ただし、目標と方針だけではバランスが悪く、教育大綱ということで一般の方が受けるイメージは施策の問題というよりは教育全般というイメージを持たれますので、やはり理念的なものを入れた方が良いのではないかとということで、これを盛り込んだものになっています。始めにありましたが、その2の方は文科省の定義により近いもの、それに基本構想と序文を追加した構成になっています。その1の方は多くの自治体がそうであるように教育基本計画に定められているものをそのまま大綱と置き換えましょと、総合教育会議で決議をして大綱としているのがこのようなパターンですので、それをお示ししているということです。

市長

ということで、基本目標1も、故郷を大切にし、世界に視野を広めた、広い視野を持った人材を育てることなのですね。

委員の皆さん、他にいかがでしょうか。

委員

私は、先ほどからカテゴリ的にどう分けるのかということを考えていましたが、自分の体験から見ると、例えば基本目標の1, 2, 3, 4というのは自分の言葉に置き換えるとすると、1と2は知に当たり、未来に生きる力、3は徳と体に当たり、絆づくり、4は環境・条件整備かなと思いました。

市長

ある意味故郷を大切にし、というのは過去を学びということでしょうし、世界に視野を広げるというのは未来につながるとすると1と2をくっつけて1つにしてもいいかもしれませんね。3番を分けますか。

委員

3番が徳と体という感じになってしまいますよね。

市長

徳について事務局へお願いしたいのは、思いやりと合わせてこれから世の中を生きていく上で大切な事は多様性の受容だと思いますので、そんな言葉が入ると良いと思います。そうすれば基本方針の3でお互いを認め合う力というのがありますので、3番を分けてもよいのではと思います。

委員

3番が基本方針の3になるのですが、基本方針の3は完全に徳になっていて体が抜けていますよね。基本方針の1, 2は知だと思いますが、3が徳で4と5が本市

の課題で学びの環境作りという感じがなと思います。

市長

最近よく言われるような問題・課題への対応は、拾えていますでしょうか。いじめの関係は入っていますし、デジタル、グローバルも入っていますし、芸術の情操教育等、その1を中心にお話ししていましたが、その2でも気付く点がありましたらご発言ください。その2の目標の2の高度情報化社会という言葉はやめて欲しいと思います。それから5番の学校空調設備もどうかと思います。体、スポーツという言葉があまり出てきていませんが、健康も大切だと実感しますが、いかがでしょうか。

委員

スポーツという言葉ではなくて、「生涯を通じた確かな学び」というのが、先ほどの環境ということだけで捉えるのではなく、体のことも含めた部分で何か入れば良いのかなと思います。体の部分が基本方針の中でということで考えると、4番、5番というところの環境作りに体の部分の思いを含めていращやるのではないかと思います。生涯スポーツという言葉が広く一般的にあります。一宮で精神的にも体力的にも子どもだけでなく生涯を通じて元気だということが表現できればと思います。

市長

かなりハードルの高いご意見をいただきましたが、事務局でこれを作る際の議論として、確かに学びの場の提供、学びの機会の提供、学びの環境を整えるといったように学びという言葉はかなり使っていますが、体育、スポーツといった言葉は検討の際にはどうでしたか。

事務局

基本目標を考える上で、学びという部分について、学校教育という部分と生涯学習という部分と博物館、図書館といったいわゆる学術・研究という部分を含めた生涯学習という部分の3点が、他の市町の教育大綱や、教育基本法の17条、つまり教育振興基本計画を参酌してと書いてありますけれども、国の教育振興基本計画を見ていただきますと、そういった部分が基本的な事項になってきます。ですから、今、知・徳・体というような形で進めますと、どうしても学校教育の部分が基本的な部分になってまいります。その他に生涯を通じた学習の場の提供という意味で、それぞれ施策はたくさんありますが、やはりとりまとめた言葉という形で進めていくということで「生涯を通じた確かな学びの場」という言い方により施設整備のハードと機会のソフトの両面を場という言葉の中に含めています。それを4、5でハードとソフトという形で分けてあります。今、言われました体育、スポーツについては生涯学習推進計画の中で元々策定されている部分がございますので、スポーツ大会あるいはレクリエーション、体力や年代に応じた身体づくりの場というものも含めたものとして表現してあります。ただ、文化もスポーツも一緒に表現していますので、「様々な」とか「多種多様な」とかいった表現になっていますが、そういった意図を含めた言葉になっています。

市長

事務局の思いとしてはそうかもしれませんが、政治家として言うと、これを受け取

った市民がどう思うかという部分もありますので、学びの環境、学びの機会、「学び」という言葉にどこまで運動や体育、スポーツが入るかという問題があります。

委員

市長さんのお考えで、素案1と素案2があり、素案2には実施方針の5番のようにかなり具体的な言葉で書いてあります。大綱そのものがここまで具体的なものが良いとお考えなのかどう思われますか。

市長

私の考えを申し上げますと、大綱はもっと抽象的で良いと思います。教育環境を整えますと言っておいて具体的なことは後ろの部分に記載されれば良いと思います。本日は、いろいろな意見をたくさんいただきましたので事務局でまとめていただきたいと思います。さらに何かご意見等ありましたら事務局へおっしゃってください。

事務局

たくさんのご意見をどうもありがとうございました。今後、いただいたご意見を取り入れながら進めていきたいと考えていますが、確認ですけれども市長から大綱は抽象的なほうが良いというお話もありましたので、表現形式はともかくとしまして素案その1の方の言い回しにみなさんのご意見を取り入れたような形で進めさせていただくということでよろしいでしょうか。

市長

皆様よろしいでしょうか。ただし、目標の部分で「知・徳・体」、特にスポーツ、「体」の部分意識をお願いします。合わせて後ろに付く3ページくらいの具体的な施策集というのも作成をお願いします。それでは議題(1)を終了し、続いて議題の(2)、教育にかかる諸問題についてですが、委員の皆様が教育に関し今思っておられること、今後の展開についてフリートークでご発言いただけたらと思いますので、何かございましたらお願いします。

- ・少子化問題に伴う複式学級、小中一貫教育の現状
- ・いじめへの対応

について、フリートークを行った。

市長

他にご発言がなければ議題(2)を終了します。事務局から他に何かありますか。

事務局

今後の予定ですが、大綱については会議を重ねて内容の見直しを行い、その都度お示ししていきたいと考えています。最終的には来年の5月に総合教育会議を開催し、その中で決定していただきたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

市長

それでは、これで第2回総合教育会議を終了します。ありがとうございました。